

各 位

平成 15 年 9 月 17 日

本店所在地 東京都港区西新橋一丁目10番2号
会社名 ソフトバンク・インベストメント株式会社
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)
代表者 代表取締役CEO 北尾 吉孝
問い合わせ先 責任者 役職名 代表取締役COO兼CFO
澤田 安太郎
電話番号 03-5501-2711 (代表)

ストックオプション(新株予約権)の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 9 月 17 日開催の取締役会において、当社第 4 期および第 5 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を以下の【別紙 1】【別紙 2】に記載の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は当該新株予約権の発行予定日である平成 15 年 9 月 25 日に決定する予定です。

(ご参考)

本リリースに関わるストックオプション(新株予約権)は、当社役職員、当社完全子会社役職員、およびその他当社子会社役職員を対象として発行され、新株予約権の発行個数の合計は 42,685 個(ただし、1 個につき 1 株)であります。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

ソフトバンク・インベストメント株式会社 IR室 03-5501-2711

【別紙 1】

当社第 4 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権についての具体的な発行内容等。

記

1. 新株予約権の発行日 平成 15 年 9 月 25 日
2. 新株予約権の発行数 7,775 個（ただし、1 個につき 1 株）
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 7,775 株
5. 新株予約権の行使に際しての払込金額 平成 15 年 9 月 25 日に決定する。
6. 新株予約権の行使により発行または移転する株式の発行価額の総額 平成 15 年 9 月 25 日に決定する。
7. 新株予約権の行使期間 平成 16 年 12 月 20 日から
平成 24 年 12 月 19 日まで
8. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額のうち資本に組入れる額 平成 15 年 9 月 25 日に決定する。
9. 新株予約権の割当を受ける者および新株予約権の数

割当対象者の区分	人 数	新株予約権の発行数
当社取締役	2 名	4,500 個
当社従業員	4 名	475 個
当社完全子会社取締役	3 名	2,800 個
合 計	9 名	7,775 個

（ご参考）

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 14 年 11 月 21 日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成 14 年 12 月 19 日

以上

当社第 5 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権についての具体的な発行内容等。

記

1. 新株予約権の発行日 平成 15 年 9 月 25 日
2. 新株予約権の発行数 34,910 個（ただし、1 個につき 1 株）
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 34,910 株
5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

平成 15 年 9 月 25 日に決定する。

新株予約権 1 個当たりの行使時の払込金額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権を発行する日（平成 15 年 9 月 25 日、以下、「発行日」という。）の属する月の前月（平成 15 年 8 月）の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。ただし、その価額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値を払込価額とします。

ただし、新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

また、新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で当社の普通株式の発行もしくは自己株式の移転を受けることができる新株予約権またはかかる新株予約権を付された

新株予約権付社債を発行するときも上記の算式により行使価額を調整するものとします。

さらに、新株予約権発行後に当社が当社普通株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

6. 新株予約権の行使により発行または移転する株式の発行価額の総額

平成 15 年 9 月 25 日に決定する。

7. 新株予約権の行使期間

平成 17 年 6 月 24 日から平成 25 年 6 月 23 日まで

8. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額のうち資本に組入れる額

平成 15 年 9 月 25 日に決定する。

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要します。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人が権利を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者が権利を放棄した場合、法令違反の行為をした場合、当社と競業した場合その他新株予約権を発行する目的に照らし、権利行使をさせることが相当でないと当社取締役会決議で定める事由が生じた場合、当該新株予約権の割当を受けた者は権利行使できないものとします。

上記 から の条件の詳細およびその他の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

10. 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が当社株主総会で承認されたときまたは当社が分割会社となる会社分割が株主総会(株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会決議)で承認されたときは、当社は無償にて消却することができるものとします。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入、担保提供その他一切の処分は認めないものとします。

12. 新株予約権の割当を受ける者および新株予約権の数

割当対象者の区分	人 数	新株予約権の発行数
当社取締役	2 名	1,350 個
当社従業員	110 名	17,650 個
当社完全子会社取締役	2 名	260 個
当社完全子会社従業員	78 名	13,330 個
その他当社子会社取締役	4 名	1,040 個
その他当社子会社従業員	10 名	1,280 個
合 計	206 名	34,910 個

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 15 年 5 月 22 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 15 年 6 月 23 日

以上